

企画競争説明書

業務名称：エジプト国エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3 大学事務機能強化支援

案件番号：180553

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国エジプト日本科学技術大学(E-JUST) プロジェクトフェーズ3 大学事務機能強化支援

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2021年2月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 津田 晴香 Tsuda.Haruka@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成は認めません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年1月7日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年1月18日（金）12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
該当なし。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
該当なし。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
a) EGP 1 = 6.337830 円
b) US\$ 1 = 113.385000 円
c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／大学事務機能強化
- b) 人材育成

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15.06 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

本案件においては、業務管理グループとしてシニア46歳以上と若手（36～45歳）が混んで応募する場合、どちらか統括でも可。一律2点の加点「若手育成加点」を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料5「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

（注）若手は、新規申請者（新規申請者登録者）または既存登録者（既存登録者登録者）。

（○）本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

（3）契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5) の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月8日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

（1）プロポーザルの提出者名

（2）プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)
案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。
本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- 2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：大学事務機能強化にかかる協力

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／大学事務機能強化）】

a) 類似業務の経験：大学事務機能強化にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 人材育成】

a) 類似業務の経験：大学事務機能強化にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注 2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注 3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注 4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注 5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注 6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能ですが。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務あることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（ ）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表
エジプト国エジプト日本科学技術大学 (E-JUST) プロジェクトフェーズ3 大学事務機能強化支援

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／大学事務機能強化	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：人材育成	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

エジプト・アラブ共和国では、近年高等教育の無償化及び拡充政策により大学における教員一人あたりの学生数が増加しており、教育の質の低下が顕在化している。特に工学部においては実験・実習機材の不足から座学による講義形式の教育が中心であり、実践的・先端的な教育を実現している大学は限定期である。かかる状況に対応するため、エジプト政府は既存の国立大学とは異なる日本型の工学教育の特徴「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとするエジプト日本科学技術大学（以下、「E-JUST」）を新設するための支援を2005年8月に日本政府に要請した。さらに、2009年2月、エジプト、日本の両国政府はE-JUST設立に係る協力枠組を定めた「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定」を締結している。JICAはE-JUST設立準備段階から技術協力プロジェクト「E-JUST設立プロジェクト（2008年10月～2014年1月）」を通じて支援しており、その結果2010年2月E-JUSTは工学系大学院として開学した。続く「E-JUSTプロジェクトフェーズ2（2014年2月～2019年1月）」においては、工学系大学院の基盤強化に加え、工学部及び国際ビジネス・人文学部の開設・運営を支援している。

2017年8月エジプト政府は技術協力プロジェクト「E-JUSTプロジェクトフェーズ2」の後継技術協力プロジェクトである「E-JUSTプロジェクトフェーズ3（以下、「本プロジェクト」）を日本政府に要請、2018年6月日本政府は同要請を採択した。これを受け、JICAは2018年9月～10月に本プロジェクト詳細計画策定調査を実施し、本プロジェクトの基本枠組についてE-JUST側と協議を行い、2018年9月27日にこれに合意。続いて、11月5日に討議議事録（R/D）に両者署名している。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

（和）エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3

（英）Egypt-Japan University of Science and Technology (E-JUST) Project Phase 3

（2）上位目標

E-JUSTが輩出する産業・科学技術人材が中東・アフリカ地域の高等教育セクターや産業界の発展に貢献する。

（3）プロジェクト目標

E-JUSTがエジプト国内のトップレベルの研究大学としての基盤を確立する。

（4）期待される成果

成果1：E-JUSTが自立的に工学系大学院及び工学部を運営し、学部から大学院にいたる一貫した質の高い研究・教育を持続的に実施できるようになる。

成果2：E-JUSTが国際ビジネス・人文学系大学院及び国際ビジネス・人文学部の拡充を行い、自立的に同大学院・同学部を運営し、学部から大学院にいたる質の高い研究、教育を持続的に実施できるようになる。

成果3：E-JUSTがリベラルアーツ教育を全学体制で実施できるようになる。

成果4：エジプト国内外の高等教育機関、産業界、加えて地域社会とのネットワークが強化される。

成果5：エジプト国内のトップレベルの研究大学に相応しいガバナンス能力を有した大学運営が行われる。

（5）活動の概要

【成果1にかかる活動】

1-1.工学部において、基礎理論の習得と実験・実習を重視した教育課程を開設し、実践する。

1-2.工学部最終学年の学生に対する卒業研究制度が導入される。

1-3.教員、大学院学生、工学部最終学年学生を構成メンバーとする研究室を中心とした研究・教育体制を構築する。

1-4.E-JUST 教員と本邦国内支援大学教員の共同指導を通じ、大学院生に対する国際水準の研究成果につながる研究指導を行う。

1-5.工学系大学院並びに同学部の運営方針、教員配置・採用計画、競争的資金獲得、共同研究実施にかかる方針・規程等を策定し、現状に則して同方針・規程等を見直しつつ、同大学院並びに学部を運営する。

1-6.E-JUST に供与された機材を適切に維持管理し、有効活用する。

【成果2にかかる活動】

2-1.国際ビジネス・人文学部共通及び国際ビジネス学類共通科目を開設し、質の高い講義を実践する。

2-2.国際ビジネス・人文学系大学院及び同学部の各研究室において、日本式のゼミ教育を導入する。

2-3.国際ビジネス・人文学系大学院並びに同学部の運営方針、教員配置・採用計画、競争的資金獲得、共同研究実施にかかる方針・規程等を策定し、また、現状に則して同方針・規程等を見直しつつ、同大学院並びに同学部を運営する。

2-4.中期事業計画に基づき国際ビジネス・人文学系大学院新専攻、同学部新学科を開設する。

【成果3にかかる活動】

3-1.リベラルアーツ・カルチャーセンター（以下、LACC）を設立する。

3-2.LACC の学則に基づいた5か年計画を策定し、同計画に基づき LACC が運営される。

3-3.一般教養科目のうち中核的な科目を実施する。

【成果4にかかる活動】

4-1.中東・アフリカ地域からの留学生を受け入れる制度が構築される。

4-2.エジプト国内外の産業界との連携が強化される。

4-3.共同研究や各種教育活動の実施を通じ、E-JUST とエジプト国内外の高等教育機関・研究者・関連機関との学術ネットワークを強化する。

4-4.E-JUST と地域社会とのネットワークを強化する。

【成果5にかかる活動】

5-1.学生管理システムを用いた各種運用マニュアルを作成する。

5-2.キャリア教育、就業支援に関する組織強化と活動を実施する。

5-3.民間資金（競争的資金、企業からの献金、個人からの寄付金等）獲得・活用にか

かる制度を整備する。

5-4.中期計画（教員・学生の目標数や財務計画を含む）を策定する。

5-5.中期計画をもとに年間計画を策定する。

5-6.PDCA サイクルが導入される（部署別年間計画が立案され、それに沿って活動が行なわれ、結果が評価される）。

5-7.新キャンパスにおいて、環境配慮した形で教育・研究機材が活用される。

（6）対象地域

エジプト・アラブ共和国アレキサンドリア県ニュー・ボルグ・エル・アラブ市（人口：約 17 万人、面積：約 190k m²）

（7）関係官庁・機関

関係省庁：高等教育省（Ministry of Higher Education）

実施機関：E-JUST

3. 業務の目的

本業務は、本プロジェクトのうち、活動「5-1.学生管理システムを用いた各種運用マニュアルを作成する。」、活動「5-2.キャリア教育、就業支援に関する組織強化と活動を実施する。」に基づき、同大学の事務機能の強化支援を行うための技術協力活動を、効果的かつ効率的に遂行することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2018 年 11 月 5 日に署名・交換された討議議事録（R/D）に基づき実施される「エジプト日本科学技術大学プロジェクトフェーズ 3」の枠内で、同大学の事務機能の強化支援を行うための技術協力活動を実施するものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

（1）事務体制強化の業務範囲

事務を担う担当部門としては、教育担当副学長の所管となる「教務課（Academic Affairs Office）下の「入試セクション」と「教務セクション」、及び「学生課（Student Affairs Office）」下の「学生セクション」と「就業支援セクション」の以上 2 課 4 セクションが担当する、教務、入試、学生支援、就業支援の 4 機能を強化するための協力活動を行うものとする。

（2）事務体制強化の対象学部

2017 年 9 月に E-JUST 工学部と国際ビジネス・人文学部の一部コースが開設しており、大学事務業務が飛躍的に増加したことから、本契約業務の主たる対象は工学部及び国際ビジネス・人文学部とする。ただし、同一の学生管理システムの使用等、工学系大学院、国際ビジネス・人文学系大学院（2019 年 9 月開設予定）との関係と一体不可分の業務内容も想定され、上記対象に向け業務を行っていくなかで、業務の対象に工学系大学院、国際ビジネス・人文学系大学院が含まれる場合においても、これを妨げるものではない。

(3) E-JUST プロジェクトフェーズ 2 での就業支援活動への支援

EJUST フェーズ 2 においては、フェーズ 3 での実施を想定した就業支援活動について、課題分析が行われ、それに基づき活動計画（ロードマップ）が策定されている。本業務は、同活動計画に基づき実施されるものとする。

(4) 技術協力プロジェクト専門家チームとの連携

本プロジェクトでは、成果 1～3 の活動に関して各専攻・学科支援をするための他契約業務従事者・短期専門家、成果 4 及び成果 5 のうち本契約対象外活動に関して支援を行う長期専門家が関与している。（詳細については、第 4. 業務実施上の条件 4.

(1) 1) の別添資料 2 及び 3 に記載の体制等を参照。）現地においてはこれら関係者や JICA エジプト事務所から必要な情報を得ながら、業務を実施する。ただし、情報の取り扱いには留意をし、業務上知り得た情報を第三者に提供する場合は、必ず事前に JICA の確認を取ること。

(5) 実施中の技術協力プロジェクトへの協力

上記専門家チーム及び JICA 本部は本技術協力プロジェクトの目標及び成果達成に向け活動を行っている。受注者は、専門家チームが作成する定期報告書への活動報告の記載や同案件の各種調査への協力について、可能な限りこれらに協力することとする。

(6) 自立発展性の重視

本業務終了後もエジプト側が自立発展的に E-JUST の事務機能の向上に取り組んでいくよう、エジプト側のオーナーシップを尊重かつ助長するとともに、技術的、財政面に十分留意した協力を実施する必要がある。

(7) 学年暦

E-JUST の学年暦は、毎年多少の変更はあるが、おおよそ以下のとおり。

春学期オリエンテーション（2月中旬）、春学期（2月下旬～6月中旬）、春学期試験（6月中旬）、期間休（6月中旬～7月上旬）、夏コース（7月上旬～8月中旬）、夏コース試験（8月中旬～8月下旬）、期間休（8月下旬～9月中旬）秋学期オリエンテーション（9月中旬～下旬）、秋学期（9月下旬～翌年1月）、秋学期試験（1月下旬）、期間休（1月下旬～2月中旬）。

6. 業務の内容

(1) インセプションレポートの作成と E-JUST への説明

インセプションレポートを作成し、JICA の確認を経た上で、E-JUST にその内容を説明する。E-JUST からコメントがあった場合は、これを同レポートに反映し、最終化する。最終版は JICA 及び E-JUST に提出する。

(2) 学生管理システムを用いた各種業務遂行マニュアルの作成支援

大学の教務、入試、学生支援、就業支援について、学生管理システムを運用しながら実施・運営していくための業務遂行手順の整理を行い、これをマニュアル化する。具体的には、入試手続、学費の請求手続き、授業開講準備、受講登録手続き、進級・

卒業判定、学籍管理、データ活用等について、導入予定の学生管理システムと事務手続きとの整合を考慮した上で業務フローを含む各種業務遂行マニュアルの作成を行う。

(3) キャリア教育、就業支援にかかる活動計画の実施支援

日本での業務経験、及びエジプトにおける他大学での実践事例等を踏まえ、キャリア教育、就業支援活動について、活動計画（5.（3）を参照）の実施を支援する。具体的には、インターンシップ（正課外）の実施、キャリア教育の実施、キャリアカウンセリングの提供、ジョブマッチングの促進、海外での就業に対する支援、進路希望調査の実施、就業支援用ポータルサイトの整備・運用等にかかる支援を実施することを想定する。

(4) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：1部 CD-R：1枚
インセプションレポート	契約締結後 1 か月以内	英文：1部 CD-R：1枚
プロジェクト業務完了報告書	2021 年 1 月末日	和文：1部 英文：1部 CD-R：1枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、当機構と受注者で協議、確認する。

- 1) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- 2) 活動内容（研修記録・実績、作成したマニュアル等）
- 3) 活動実施スケジュール（実績）
- 4) 投入実績（職員派遣実績、国内作業実績）
- 5) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- 6) 次年度計画の提案（プロジェクト業務進捗報告書のみ）

(2) 技術協力作成資料等

受注者が直接作成する業務マニュアル、研修用教材等を提出する。なお、提出にあたっては、それぞれの完成年次のプロジェクト業務完了報告書に添付し、提出する。

(3) 業務従事月報

受注者は、国内・国外における業務期間中の業務について、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、発注者に添付する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗
- 2) 業務フローチャート

8. 業務工程計画

本件にかかる業務工程は、2019年2月に開始し、2021年2月に終了する約24ヶ月間後の修了を目途とする。

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2019年2月～2021年2月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体：15.06 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には大学事務に関する高い専門知識・経験を有する職員が参加することを基本とし、以下に示す2名程度を想定している。なお、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、理由とともにプロポーザルにて提案すること。

ア 総括／大学事務機能強化 1号

イ 人材育成 3号

* うち、評価対象業務は「総括/大学事務機能強化」、及び「人材育成」とする。

3. 対象国の便宜供与

基本的に2018年11月5日に署名されたR/Dに基づくが、これに加え、専門家チームより現地での通勤用のプロジェクト車両手配、及び業務用の携帯電話の手配を行う。

4. 配布資料／参考資料

(1) 配布資料

以下、配布資料に関する問い合わせ先は、人間開発部高等教育・社会保障グループ高等・技術教育チーム（03-5226-8328）とする。

- 1) エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3 詳細計画策定調査 ミニッツ（2018年9月27日付）
- 2) エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3 討議議事録（R/D）（2018年11月5日付）
- 3) 就業支援活動計画（ロードマップ）（概要）

(2) 参考資料

以下の資料がJICAホームページで閲覧可能。

- 1) エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画準備調査報告書（先行公表版）

URL : <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026902.html>

- 2) 第二次エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画準備調査報告書
(簡易製本版)

URL : <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030232.html>

- 3) エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト事前調査報告書

URL : <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257520.html>

- 4) エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト中間レビュー報告書

URL : <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014248.html>

- 5) エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト終了時評価報告書

URL : <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030562.html>

- 6) エジプト・アラブ共和国 エジプト日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査報告書

URL: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000032795>

- 7) エジプト・アラブ共和国 エジプト日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクトフェーズ2 中間レビュー調査報告書

URL: <http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000038000>

5. 業務用機材

業務上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 輸出管理

- (1) 本契約において調達する供与機材及び事業用物品について、提案者が輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証および証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。
- (2) 本契約により調達した資機材を含め、提案者が当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可の取得を要するものについては必要な手続きを行なうものとする。

7. 安全管理

- (1) 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。
- (2) 現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などから十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

(3) JICA エジプト事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。

(4) 現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

8. 不正腐敗の防止

(1) 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行う。

(2) 疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

9. 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上

